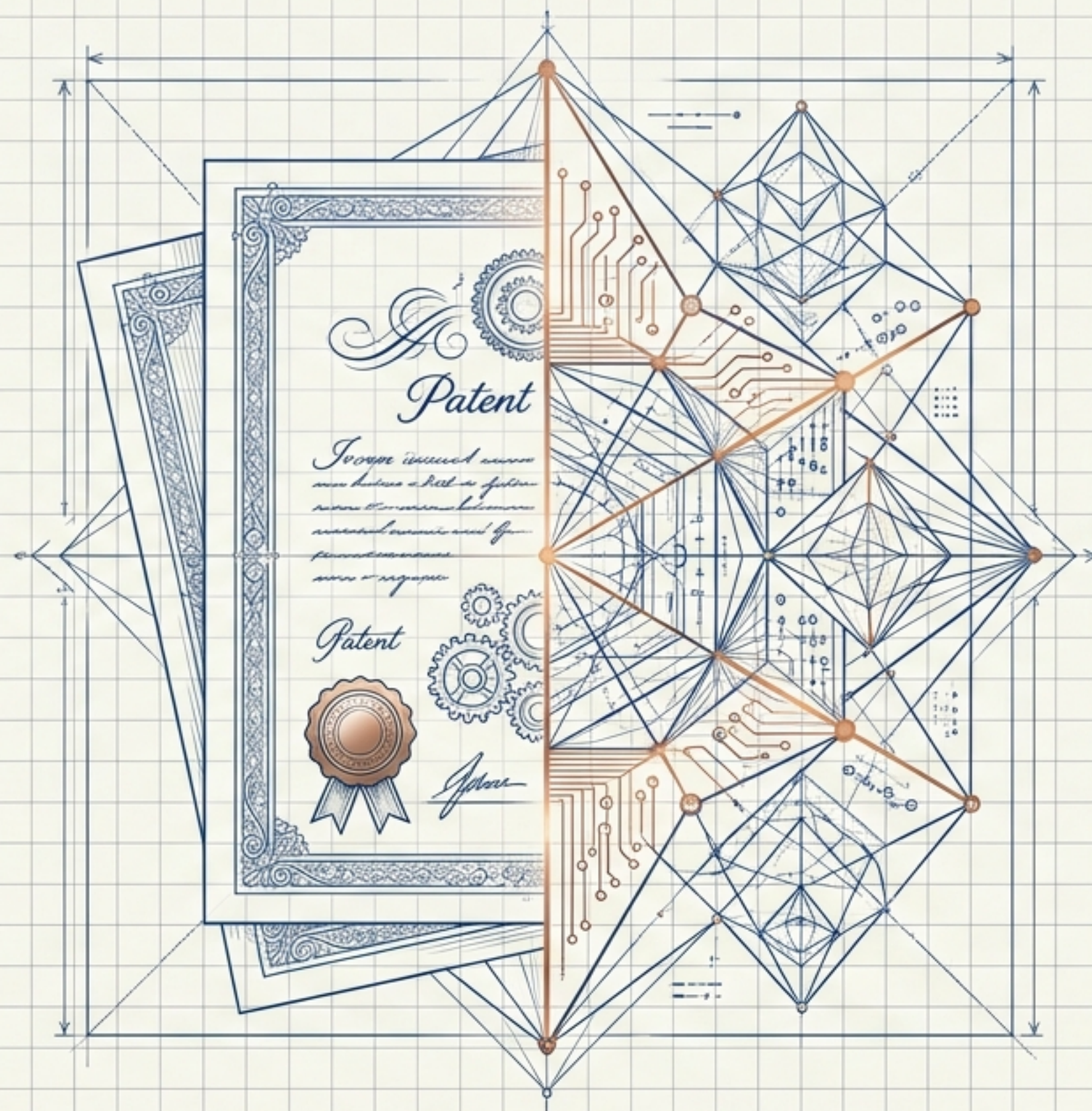


AIと特許制度の未来

令和7年度 AI発明の保護に関する調査研究 エグゼクティブ・サマリー

本資料は、特許庁による最新の調査研究（国内外の動向・ヒアリング結果）を統合し、AI時代の知財戦略と現行法の「摩擦」を解き明かすための戦略的見取り図である。



エグゼクティブ・サマリー：法解釈の柔軟性と未来のパラダイム

現行法（人間中心） による柔軟な対応

- ・「発明者」は自然人に限定（知財高裁DABUS判決等）。
- ・AI利用発明の大半は、現行の発明者認定基準・審査基準（実施可能要件など）の柔軟な解釈で対応可能。

現行法（人間中心） による柔軟な対応

- ・「発明者」は自然人に限定（知財高裁DABUS判決等）。
- ・AI利用発明の大半は、現行の発明者認定基準・審査基準（実施可能要件など）の柔軟な解釈で対応可能。

将来的な法整備・ 国際調和の必要性

- ・完全な「AI自律発明」の台頭に向けた法的保護の空白（投資回収リスク）。
- ・大量のAI生成先行技術（ハルシネーション含む）に対する実務的負荷と国際制度調和の急務。

将来的な法整備・ 国際調和の必要性

- ・完全な「AI自律発明」の台頭に向けた法的保護の空白（投資回収リスク）。
- ・大量のAI生成先行技術（ハルシネーション含む）に対する実務的負荷と国際制度調和の急務。

AI技術の関連する発明の4つの分類 (Taxonomy)

AIモデル発明

AI技術そのものの発明
(新たな機械学習アルゴリズム等)

AI利用発明

AI技術を利用して開発された製品の発明
(効率的に開発された医薬品等)。
※人間の介入あり。

AI適用発明

AIを特定分野に適用した発明
(AIによる自動運転技術等)

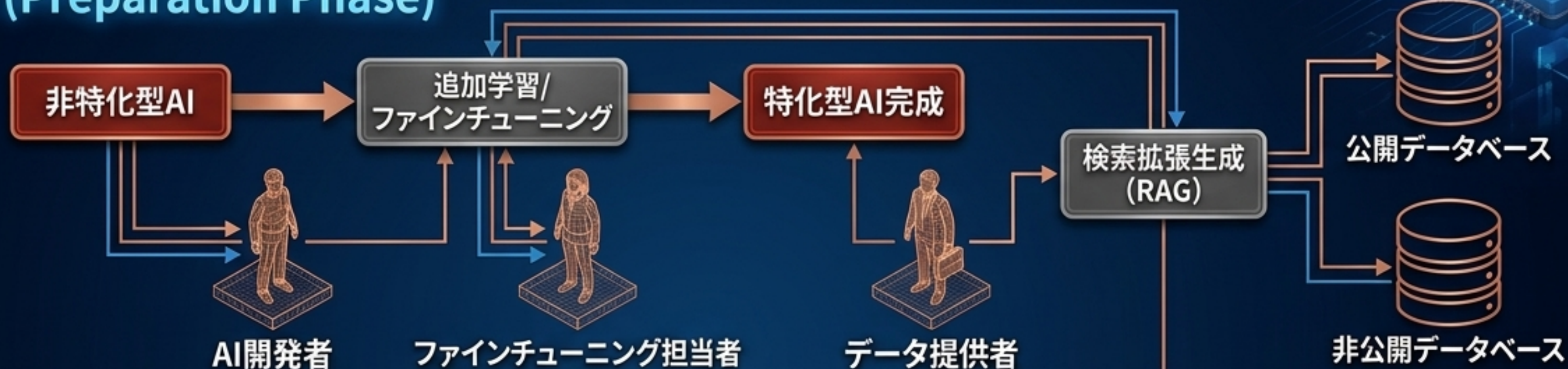
AI自律発明

AIが自律的に生成した発明。
※人間の介入なし・極小。

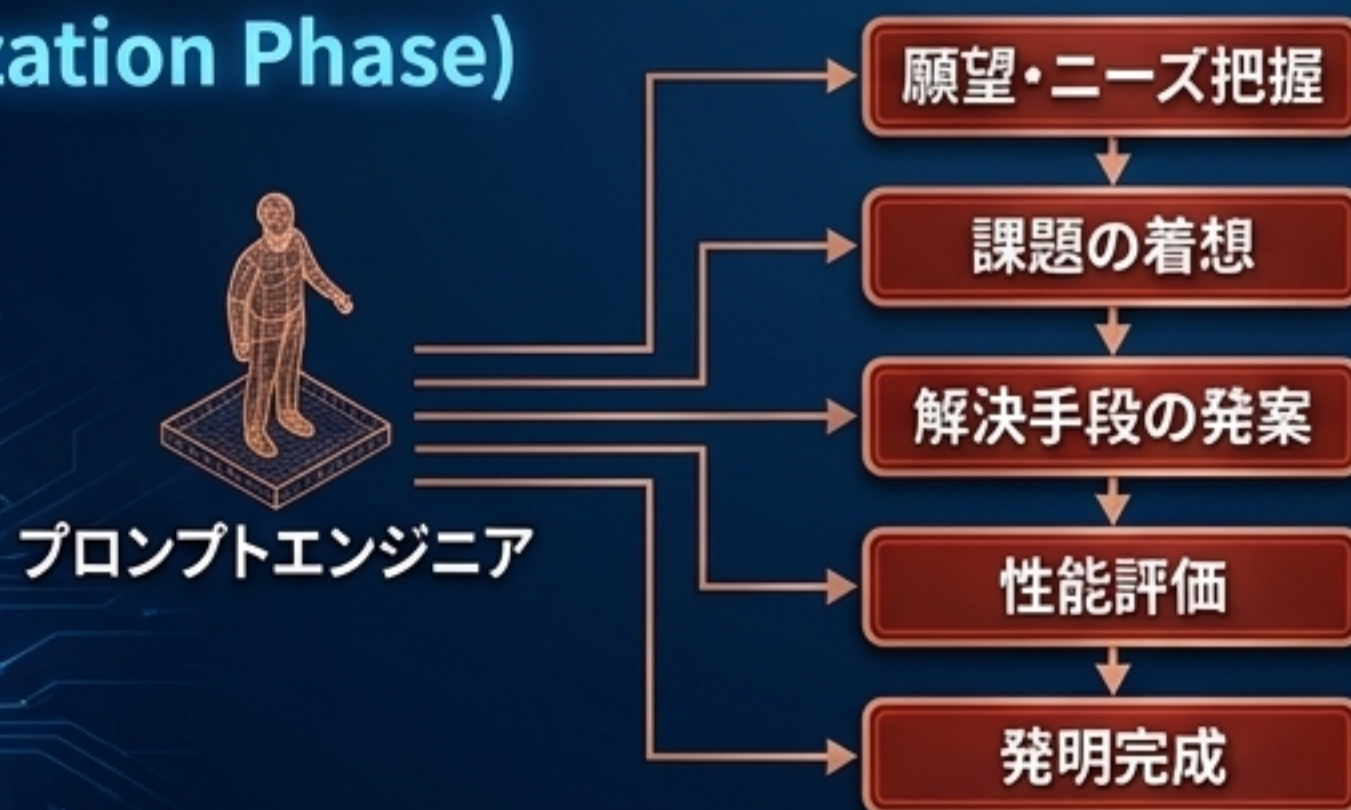
本調査研究の核心は、創作プロセスにAIが深く関与し、
従来の「人間＝発明者」という前提を揺るがす「AI利用発明」と「AI自律発明」にある。

AI発明創作プロセスと「人間の介入点」の解剖

準備段階 (Preparation Phase)



利用段階 (Utilization Phase)



Key Insight

発明における「自然人の関与」は単一の瞬間ではなくプロセス全体に分散している。誰が特許法上の「発明の特徴的部分に創作的に関与した者」となるか、境界線が曖昧化している。

国際動向ダッシュボード：主要6か国・地域の制度比較

	日本	米国	欧州(EPO)	ドイツ	中国	韓国
発明	—	✓	⚖️	—	—	—
発明者	✓⚖️	✓⚖️	✓⚖️	✓⚖️	✓	—
引用発明	—	—	—	—	—	—
記載要件	—	—	—	—	—	—
先使用权	—	—	—	—	—	—

全地域共通

「発明者」は自然人に限る（日米等のDABUS判決）。引用発明や記載要件のAI特化規定はなし。

米国 (US)

2024年ガイダンスにて、AI利用は特許適格性に影響しないと明記。

中国 (CN)

2024年ガイドラインにて、発明者は自然人であることを明記。

先行するガイドラインの構造：米国と中国の「発明者」認定

米国特許商標庁 (USPTO)

Core Concept:
Significant Contribution (重大な貢献)

Mechanism:

- Pannuファクターの適用。
- 単に周知の概念をAIに説明したり、AIの出力をそのまま実行するだけでは不十分。
- 人間が着想や実用化に対して「重大な貢献」をしなければならない。

Blueprint Blue

中国国家知識産権局 (CNIPA)

Core Concept:
Natural Person Mandate (自然人限定)

Mechanism:

- 2024年ガイドラインで「発明者＝自然人」を明記。
- AI関連特許出願を4類型に分類。
- AIそのものが発明者となることは厳格に排除される。

Strategic Implication

日本の企業知財部門は、グローバル出願を見据え、発明プロセスにおける「自然人による重大な貢献」を客観的証拠として記録・管理する体制構築が急務となる。

Friction 1: 「発明」のジレンマ – AI自律発明は保護されるべきか？

製薬業界 (Pro-Protection)

- AI自律創出の化合物であっても、莫大な投資と実証実験が不可避。
- 法的保護がなければ、投資回収機会を喪失する致命的リスク。

電機・情報通信業界 (Anti-Protection)

- 海外メガテック企業が圧倒的な計算資源を用いてAI自律発明を大量生成。
- 膨大な特許網による市場独占への深刻な脅威。

有識者の見解 (Legal Perspective)

特許法第2条第1項の「発明」の枠組みの中で、法改正を行わずともAI自律発明を解釈に
として含める余地は十分にある。現時点での明示的な法からの除外は推奨されない。

Friction 2: 「発明者」の認定基準 – 誰がクリエイターか？

企業サイドの要求

判断を補助し、実務の予見可能性を高めるための明確な「公的指針（ガイドライン）」が欲しい。

Current Standard

発明の技術的特徴部分の
具体化に創作的に関与した者

現行基準を維持・変更の
必要なし（大多数の合意）

有識者からの警告

画一的な指針は危険。厳格化すると発明者認定から漏れ、誰も特許を取得できなくなる事態が生じる。判断は個別具体的に行うべき。

Insight

最小公倍数的なガイドライン（営業秘密管理指針に近い形）に留め、「個別具体的なケーススタディ」に委ねるのが最も安全なアプローチ。

Zoom In: AI利用プロセスにおいて「誰」が発明者となるか？

プロンプトエンジニア

Assessment:
単なる一般的な課題の入力か？

VS

解決手段の具体的な設計（プロンプトエンジニアリング）まで踏み込み、創作的に寄与したか？

ファインチューニング担当者

Assessment:
汎用AIをそのまま提供しただけか？

VS

特定の発明に向けた独自のデータセット選定・学習を行い、創作的に寄与したか？

AI開発者

Assessment:
ツールの提供者に過ぎないか？

VS

特定の課題解決のためにアルゴリズム自体を設計したか？

役職や行為で一律に認定することは不可能。他社（AIベンダー等）との協業時、特許を受ける権利の帰属が極めて複雑化するリスクが潜む。

Friction 3: 引用発明とハルシネーションの脅威

The Threat

AIによる技術情報の大量生成。
架空・虚偽（ハルシネーション）や
実施可能性が不明なノイズが溢れ、
先行技術調査のコストが爆発的に増大。

The Defense (Enablement Filter)

現行の審査基準に基づく厳しいフィルター

- ・ 実施可能性の要件（当業者が実施できるか）
- ・ 技術的思想の抽出

Industry Nuance:

機械分野は文献から実施可能性
を判断しやすいが、化学・製薬
分野はデータベース上の単なる
AI生成化合物を引用発明と
すべきではないと強く懸念。

AI生成物であっても、特段排除する新ルールは不要。
虚偽・架空情報は現行基準で排除可能。

Friction 4: 記載要件 – AI利用プロセスの開示は義務か？

現在：開示不要論が圧倒的多数

- ・実施可能要件を満たせば、ツール（AI）利用の有無は無関係。
- ・出願人の負担増大と、正確な情報収集の難しさ（実効性への疑問）。
- ・新たな記載要件の追加は不要。



将来的なリスク：開示必要論

- ・AI主導の創作プロセスにおいて、虚偽情報（ハルシネーション）混入リスクの低減。
- ・審査官が「当業者の技術レベル」を正しく評価するため、将来的に使用AIモデルやプロンプトの開示が不可避となる可能性。

現在：開示不要論が満たたせば、利用のAIの開示を必要。
出願人の負担増大や正確情報収集の難しさの記載要件の追加は不要。

Friction 5: 先使用权と客観的証明のハードル

Competitor

他社による特許出願

自社AIによる自律的発明・実施

Internal AI



The Concept

AI自律発明であっても、特許出願前からその実施や準備「先使用权」を認めるべきとの見解で一致。

The Proof Problem (最大の摩擦)

- ・他社の特許発明から影響を受けていないこと（独立創作）をどう証明するか？
- ・人間による「知得」や「着想」の証拠がない中、AIの生成ログ、学習データ履歴、システムのタイムスタンプなど、客観的なデジタル証拠の確保と管理が、知財実務の新たなアキレス腱となる。

AI自律発明であっても、特許出願前からその実施や準備をしていた者には「先使用权」を認めるべきとの見解で一致。

ステークホルダー・ギャップ分析：現場の不安 vs 法理の自信

企業 (Corporate IP)

Focus: 予見可能性とリスクヘッジ

- 実務上の不安が大きい。明確な公的指針（ガイドライン）を強く希求。
- AI生成ノイズによる調査コスト爆発と、海外他社によるAI特許独占を警戒。

Synthesis

現場は「ルール」を求め、
専門家は「解釈の余白」を求める。

このギャップを埋めるのは、
各企業独自の内部ポリシーと
データ・ガバナンスである。

有識者 (Legal Experts)

Focus: 柔軟性と法理の維持

- 現行法（特許法第2条・審査基準）の解釈で十分対応可能という強い自信。
- 硬直的なガイドラインによる「特許拒絶の罠」を警戒。最小公倍数的なアプローチを推奨。

現場は「ルール」を求め、専門家は「解釈の余白」を求める。
このギャップを埋めるのは、各企業独自の内部ポリシーとデータ・ガバナンスである。

戦略的示唆：企業知財部門が今打つべき「3つの布石」



Action 1: 契約による 権利処理の徹底

特化型AIの開発ベンダーやデータ提供者が「共同発明者」と見なされるリスクのヘッジ。協業時の特許を受ける権利の帰属を、事前の契約で極めて明確化する。



Action 2: 生成ログと プロンプトの厳密な保存

先使用权の証明および将来の記載要件厳格化に備える。AIの出力ログ、使用モデルのバージョン、入力プロンプトの「客観的デジタル証拠」を改ざん不可能な形で保全する体制の構築。



Action 3: 柔軟な発明者 認定スキーム

プロンプトエンジニア等への新たなインセンティブ設計。一律の基準ではなく、プロジェクトごとの「具体的な貢献度」を評価できるよう、社内の知財評価委員会をアップデートする。

企業知財部門は、AIの進展に伴う法的・実務的な課題に対し、契約、証拠保全、そして評価体制の「3つの布石」を戦略的に打つことで、将来の競争優位とリスク管理を確立する必要がある。

The Future Horizon: AIと知財パラダイムのロードマップ

